

明 る い 東 海

第76号 2019年11月29日
日本共産党東海村委員会
〒319-1112 東海村村松2401-2 電話/fax 029-284-0761
E-mail toukai@oona-mieko.info



東海村議会議員
大名美恵子

日本国憲法が息づく社会で、
戦争につながる戦争法の廃止、
東海第二原発は廃炉の実現を



【所属】
・建設産業委員会
・特別会計予算決算委員会
・原子力問題調査特別委員会



(奥側) 左：大名 中央：山田村長 右：阿部議員
(手前) 左：清宮議員 右：恵利議員 於：15日村長室

山田村長は8月20日に、公務で新潟県刈羽村の品田宏夫村長と「BWRの再稼働」と題して対談を行っていたことが分かりました。10月1日発行の業界誌

山田村長の「BWRもしっかり再稼働する必要がある」との発言について、真意を問いました

「ENERGY for the FUTURE」2019 no.4に掲載されたことによるもので、対談で山田村長は、これまで議場や住民の前では一度も述べたことのない、原発推進論を次々と語り、「(原子力は)自分にとっては必要ないという人は、...全ての外部電源を遮断して自家発電だけで生活してもらわなくてはいいけない。そして社会に出て電車に乗るうとしたら、それは社会インフラの電気を使うことになるので、自宅から一歩も出てはいけない」とまで述べました。

11月15日、大名・阿部・清宮・恵利の4議員は、村長がこれまでのスタンスを一転させた真意をたずねるため、村長と懇談を行いました。

「話したことは事実なので、批判は受け止めるしかない」とした上で、「これまでも、『脱原発ではない。しかし、東海第二原発の再稼働については、住民の意向を十分把握してから判断する』と言ってきた。対談で述べたのは、BWR全般の話であり、東海第二原発の話ではない。今も東海第二については白紙」と、釈明しました。

しかし、日本原電が再稼働をめざして鋭意取り組みを進めているこの時期に、東海第二原発の立地自治体の村長が、従来のスタンスを一転させたこのような発言が何を意味するのか、議会や住民が、その姿勢に疑問を持つことは当然です。

大名・阿部・清宮・恵利の4議員は、18日、「議会に村長自ら説明を行うこと」を、議長から求めるよう要請しました。

村長の説明は、28日の12月議会開会日、議会終了後に、全員協議会の場で行われました。

村議選 候補者に大名美恵子議員を決定

―再稼働ストップ・くらしを守る要の議席確保に全力―

日本共産党東海村委員会は、来年1月19日投票で行われる村議選(定数は2名削減されて18名)の候補者に、現職の大名美恵子議員の擁立を決定しました。

今回の村議選は、稼働以来40年が経過した東海第二原発の再稼働の是非を大きな争点にたたかわれます。日本共産党は、「同原発の再稼働ストップ」、「村民のいのちと暮らしを守る」立場で、大名美恵子村議の再選をかならず勝ちとり、希望ある東海村をつくるために全力をつくします。

12月の無料法律相談会
・12月19日(木)
・午後2時から4時まで
・アイヴィル101号会議室
※お気軽にどうぞ



許せない！村立東海病院の統廃合

厚生労働省は、医療費抑制を目的に9月26日、全国の公立病院や日赤などの公的病院のうち、診療実績が乏しいなど一方的に判断した424病院に、統廃合を含めた再編の検討を求めることを決め、病院名を公表しました。

公表された病院名の中に、村立東海病院が入っていて大変驚きました。

今回、厚生省は、がんや周産期医療、救急医療、手術件数など9項目の診療実績と、車で20分圏内に代替可能な医療機関があるかという基準で、「高度急性期病棟」などがある全国14

55の病院を分析。再編・統合対象を抽出しました。

大名美恵子議員は、ただちに村に「地域医療の要となることを目的に、行政・議会・地域が一体となってつくり上げてきた東海病院を無くしてはならない」と、村の姿勢をただしました。

担当課も、「事前に何の話もなく突然リストを公表され、驚いている。病院はこのまま維持します」と、怒り、決意を新たにしています。



**JCO臨界事故を教訓に、
原子力事故をくりかえさせない
誰もが安心して暮らせる
まちづくりを
ごいっしょに**



いつも大変お世話になっています。

村政の根幹をなす国政は、安倍首相による「桜を見る会」の私物化疑惑が生じているなど、国民のための政治がどこまで真剣に行われているのか、疑問がわくばかりです。

今、何より大切なことは、誰もが安心して普通に暮らし、生きていける社会をつくることではないでしょうか。

私は、引き続き、「危険な東海第二原発の再稼働は許さない」「村民のいのちと暮らしを守る」「国の悪政を許さず平和を守る」を信条に、生まれ育った大好きな東海村を、さらに住みよい村にするため力をつくす決意です。

皆さまのご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

村議会議員 大名美恵子

大名美恵子議員の9月議会の取り組みから

シルバー人材センターの法的位置付けの見直しを求める意見書を提出

9月26日議会最終日

今年1月16日、東海村シルバー人材センター女性部役員の方々が、議会を訪れ、女性議員4人（大名・恵利・清宮・新垣）と懇談を行いました。テーマは特に設けられておらず、センターの活動を通じて日頃感じていることなどを、女性部の方々がお話しされました。

シルバー人材センターってどんなところ？



センターについての女性議員の認知度は、「植木剪定や草取りなど請け負っていただけるところ」「暮れにはしめ飾りを安く作ってくれるところ」程度でした。

しかし、懇談の中で出てきた「会員さんをもっと増やしたい」「仕事の依頼があっても、働ける時間に制約があつて、長期間待っていただいている」「シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に位置づけられている（1986年10月）」「様々な社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活と、地域社会の福祉の向上や活性化に貢献が目的」「元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支えている」、

など、初めて知ることが多く、大変勉強になりました。

同時に、センターの役割を十分に果たしたいと考える会員の思いと、法の求めには乖離があると感じました。



懇談を終えてから、女性議員4人は、何度か集まり、さらに状況について勉強した上で、9月議会に「シルバー人材センターの法的位置付けの見直しを求める意見書」提出について、提案を行いました（提出者…大名 賛成者…恵利、清宮、新垣）。

意見書案は、文教厚生委員会での審査を経て、9月26日の議案審議で、全会一致で可決されました。

後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願

賛成少数で、不採択
9月26日 議案審議

本請願は、今年2月22日に、茨城県社会保険推進協議会および、茨城県高齢期運動連絡会が提出したものです。紹介は大名

シルバー人材センターの法的位置付けの見直しを求める意見書

全国に組織されているシルバー人材センターは、1986（昭和61）年10月1日施行の「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、高齢法）の第6章「シルバー人材センター等」で条項が定められ、活動について法整備化されています。高齢法第38条（業務等）でシルバー人材センターの業務について位置づけられています。

29016（平成28）年4月施行の雇用保険法等の一部改正により、請負業務は月10日、週20時間という中、「都道府県知事が市町村ごとの指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする」ことがうたわれました。

しかし、今、全国のシルバー人材センターの現状は請負業務が月10日、週20時間という制限により「注文があっても仕事が受けられない」、「業務依頼をした住民を長期間待たせている」、「法律に盛り込まれた時期は60歳定年だったが、今は65歳まで働ける状況の中で、会員の平均年齢は73歳」、「収入不足によりセンター運営が厳しくなった」など、困難を来しています。

よって、

1. 現在の高齢者の実状を詳細把握され、真に「高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織」として維持すること。
2. 請負業務も派遣同様の時数労働を可能とするなど、法的位置付けを見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月26日

茨城県東海村議会

（提出先）

内閣総理大臣 安倍 晋三様
厚生労働大臣 加藤 勝信様

加齢に伴う難聴は、人とのコミュニケーション等に困難が生じやすいため、厚生労働省の「認知症施策推進総合戦略」でも認知症の原因との関連を指摘しています。

補聴器の使用は大変重要で、高齢者の社会参加の必需品ともいわれています。しかし、片耳3万円から50万円など高く、保険適用外であるため購入をあきらめている方も多くと見受けられます。購入への補助制度が必要と考えます。

福祉部長

認知症の危険性を高



加齢性難聴者の補聴器購入に補助を

める要因として、高血圧や肥満、糖尿病等とともに、難聴も危険因子の一つにあげられています。難聴により、人との会話を通してのコミュニケーションがうまくいかず、次第に人との接触を避けるようになり、社会的にも孤立してしまうということも懸念されます。

補聴器利用の促進は、難聴の進行を抑え、ひいては認知症予防の一助となることも考えられますが、対象人数のこともございいます。今、国会や県議会、他の市町村議会でも同様に取り上げられていますので、それらの動向を踏まえ総合的に検討してまいります。

太陽光発電の適正な設置・管理のために

本村の須和間・村松地内に、民間業者によるメガソーラー設置計画が突然示され、景観や自然環境への影響、住民の意向との関係が問われています。

適正な太陽光発電の設置・管理に関する村の考え方を定める必要があると考えます。

建設部長

村は、茨城県が定めている「50kWを超える事業用太陽光発電施設を対象に、太陽光発電

施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を補足する目的で、独自の留意事項をまとめており、現在、事業者に対して、ガイドライン及び留意事項に則った指導をしています。

今後は、村や地域への説明が重要ととらえ、事業計画の説明時期を早めること、周知期間の延長などを検討します。また、地域と共生できる事業が望ましいと考えるため、法令等に基づき自然環境・生活環境を守る区域の位置づけについて、関係機関と検討してまいります。

